、地域包括支援センターだより、

高齢者福祉サービス事業

飯塚市では市内にお住まいの高齢者の方々の在宅生活を支援するさまざまな福祉サービ スを行っています。

介護用品(紙おむつ・尿取りパッド)給付事業

要介護 3 以上の認定を受け、常時紙おむつ又は尿と りパッドの使用を必要とする高齢者を在宅で介護す る同居家族に対して、6,000円/月を上限とし紙おむ つ又は尿とりパッドを給付します。

高齢者訪問理美容サービス事業

要介護 3 以上の認定を受けた在宅の高 齢者で外出が困難な方に対し、理容師 等が自宅に訪問し理髪等のサービスを 提供するための訪問サービス料を助成 します。

認知症高齢者等位置 検索システム事業

行方不明の恐れのある高齢者等の 方を介護する家族に対して、GPS 専用機の購入又はレンタルの初期 費用を一部助成(上限額 7,000円 ※所得によって異なる)します。

介護手当給付事業

要介護 3 以上の認定を受け ている高齢者を在宅で常時 介護している同居家族に対 して、対象高齢者1人につ き 10,000 円 / 月の介護手 当を給付します。

「食」の自立支援事業 (配食サービス)

安否確認を兼ね、週7 日以内で1日1回栄養 バランスのとれた夕食 を配達します。

福祉電話設置事業

外部との通信手段がない 高齢者に対し、コミュニ ケーション、緊急連絡等 の手段として福祉電話 (加入権)を貸与します。

緊急通報システム事業

急な発作が予見されるなど健康上 特に注意の必要な在宅のひとり暮 らし世帯に、緊急時に簡単な操作 で外部へ緊急事態を知らせること のできる機器を設置します。

軽度生活援助事業

「家屋内の大掃除」「庭の 除草・草刈り」「生垣・ 庭木等の剪定しのうち必 要と認められる軽度な日 常生活支援を行います。

高齢者住宅改造助成事業

住宅を高齢者の居住に適するように改造 する費用の一部を、当該住宅につき1回 限り助成します。

高齢者日常生活用具給付等事業

介護認定を受けており、心身機能の低下に伴い防 火に対する配慮が必要な高齢者に対し、電磁調理 器、火災警報器の購入費用の一部を助成します。

サービスの利用にあたっては、訪問調査(身体・生活状況等をお聞きします)を受けていただき、申 請書を提出 (各地域包括支援センターが代行します) する必要があります。 また各サービスの該当要 件(世帯構成、介護認定、課税状況など) は、それぞれ異なりますので、詳細はお問合せください。

●各サービスの詳細、該当要件などについてのお問合せ

- 飯塚市高齢介護課 高齢者支援係 ☎: 0948-22-5500(代表) 内線 1142 ~ 1143
- ・お住まいの地区の地域包括支援センター